○経済産業省令第二十九号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（供給条件の説明等） **第三条の十二**　［略］ 2　小売電気事業者及び当該小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の媒介等を業として行う者は、法第二条の十三第一項の規定による説明をする場合には、販売する電気が非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）によりその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値を証される場合を除き、当該価値を訴求することなく、当該説明をしなければならない。	（供給条件の説明等） **第三条の十二**　［略］ 2　次の各号に掲げるいずれかの再生可能エネルギー電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）を調達した小売電気事業者及び当該小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の媒介等を業として行う者は、法第二条の十三第一項の規定による説明をする場合には、当該調達した再生可能エネルギー電気がその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという付加価値が、再エネ特措法第三十六条の賦課金を支払った電気の使用者に帰属することを踏まえ、販売する電気が非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）により非化石電源としての価値を証される場合を除き、当該付加価値を訴求することなく、当該説明をしなければならない。

［削る］

［削る］

3～13　［略］

第十二条　削除

（託送供給等約款の認可の申請）

第十九条　法第十八条第一項の規定による託送供給等約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の託送供給等約款認可申請書に託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

二　［略］

2　法第十八条第一項の規定により託送供給等約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の託送供給等約款変更認可

一　旧特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「再エネ特措法改正法」という。）附則第三条第一項に規定する旧特定契約をいう。第四十五条の十五第二項第一号において同じ。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気（再エネ特措法改正法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される再エネ特措法第二十九条の規定により定められる交付金の額の算定の基礎となるものに限る。第四十五条の十五第二項第一号において同じ。）

二　電気事業者（再エネ特措法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。第四十五条の十五第二項第二号において同じ。）から再生可能エネルギー電気卸供給（再エネ特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給をいう。第四十五条の十五第二項第二号において同じ。）による供給を受けた再生可能エネルギー電気

3～13　［略］

第十二条　法第十一条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十二の事業承継届出書に事業の相続があったことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（託送供給等約款の認可の申請）

第十九条　法第十八条第一項の規定による託送供給等約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の託送供給等約款認可申請書に託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八までの書類

二　［略］

2　法第十八条第一項の規定により託送供給等約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の託送供給等約款変更認可